



地域包括ケアシステムの構築・推進

1 地域包括ケアシステムとは

地域包括ケアシステムとは、医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みや体制をいいます。

団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護等の需要の急増が予測される令和7年（2025年）を目途に、この地域包括ケアシステムを構築することが求められています。

また、今後、認知症高齢者の増加も見込まれることから、認知症高齢者の生活を地域で支えるという観点からも地域包括ケアシステムの構築が重要です。

さらに高齢化が進み、医療・介護などの社会保障が増大していくと考えられる令和22年（2040年）に備え、一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や介護保険制度の持続可能性を確保するうえでも、地域包括ケアシステムの構築が求められています。

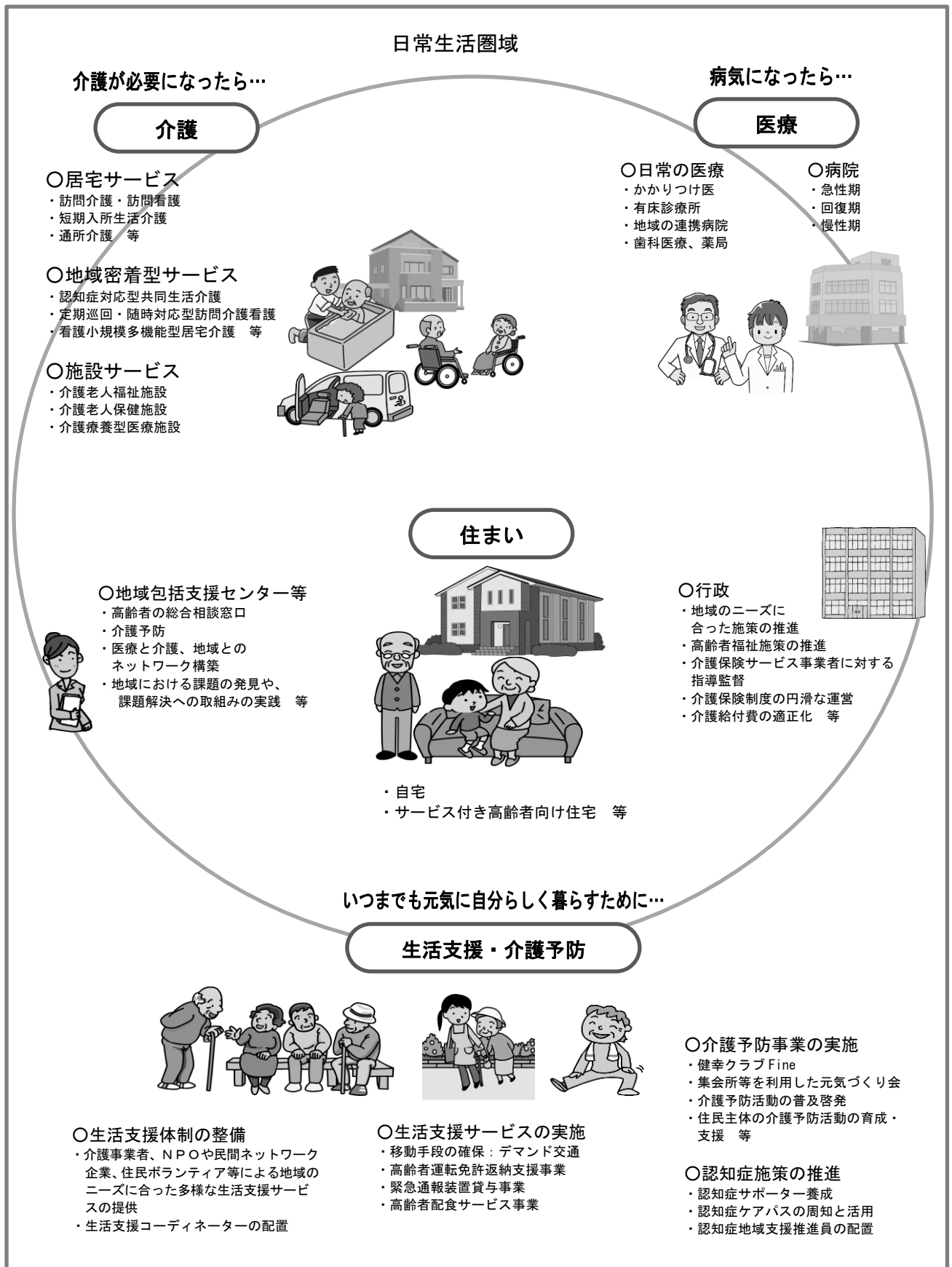
2 伊達市における地域包括ケアシステム

（1）伊達市の地域包括ケアシステムの目指す姿

地域包括ケアシステムの構築は、行政や医療、介護サービスなどの事業者だけでの取り組みではなく、市民一人ひとりが本市の現状や課題について理解し、市民による取り組みと行政等による公的サービス・支援の整備を組み合わせながら、高齢者の暮らしを地域で支える取り組みを総合的に進めることが重要になります。

本市における地域包括ケアシステムは、自らの健康管理など自分でできることは自分で行う「自助」をベースに、お互いに助け合う「互助」を活用し、また専門的なサービスが必要な場合には介護保険や医療保険といった社会保障制度の「共助」や福祉サービスとして行政が提供する「公助」を組み合わせながら、地域が一体となって、高齢者の生活を支える「地域が家族になる」ような体制を構築・推進することで、「高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまち」を目指します。

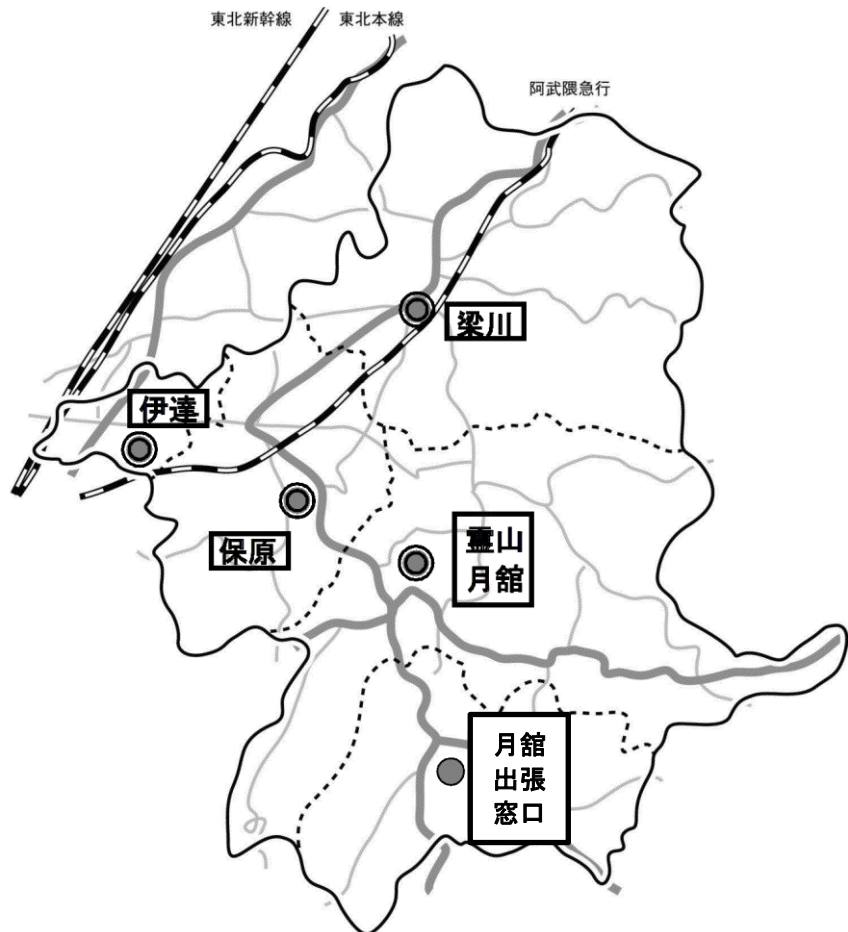
(2) 伊達市の地域包括ケアシステムのイメージ



3 日常生活圏域の設定

本市の日常生活圏域は、4圏域として設定します。この日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置しています。

日常生活圏域



名称	所在地
伊達地域包括支援センター	伊達市箱崎字川端7
梁川地域包括支援センター	伊達市梁川町字東土橋65-1
保原地域包括支援センター	伊達市保原町字岡代10-1
靈山・月館地域包括支援センター	伊達市靈山町掛田字町田14-5
〃 月館出張窓口	伊達市月館町月館字関ノ下12-1